

大甲古四

明治三十九年六月四日

友

内閣總理大臣 才

法制局長官



外務省

大蔵省

海軍省

文部省

逓信省

三

内務省

陸軍省

司法省

農商務省

四

別紙大蔵大臣請議稅務管理局
稅務署管轄區域等改正、件ヲ
審査スルニ右ハ請議ノ通閱議ヲ
決定セラレ可然ト認ム

濟

十三

法制局